

岡山県公報

発行
岡山県
岡山県岡山市内山下
二丁目4番6号
定価 1箇月2,330円

監 査 公 表

◎岡山県監査公表第一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十二条第一項の規定による監査請求について、同条第四項の規定により監査を行ったので、その結果を次のとおり公表する。

平成十七年九月二十日

岡山県監査委員	長	藤	泰	一
岡山県監査委員	渡	辺	英	次
岡山県監査委員	中	永	謙	一
岡山県監査委員	平	野	昭	一

一 監査の請求

平成17年8月11日、次のとおり岡山県職員措置請求書（以下「請求書」という。）が提出された。

1 請求人

岡山市沢田536番地2	重田	龍三
岡山市奥田一丁目10番17号	和田	啓二
岡山市芳賀5112番地72	久野	千恵
岡山市可知三丁目5番31号	菅納	忠彦

2 請求の要旨

請求人の請求の要旨は、次のとおりである。

(1) 平成16年度、警察署協議会（以下「協議会」という。）の委員に支払われた委員報酬1,202,700円は違法な支出であり、岡山県警察本部長は岡山県知事に対しその金員を返還することの措置を求める。

(2) 請求の理由

① 平成17年6月22日、岡山県行政情報公開条例（平成8年岡山県条例第3号。以下「情報公開条例」という。）に基づき、公文書の開示請求を行い、平成17年7月26日に岡山県警察本部長から以下の公文書一部開示決定を受けた。
平成15年度及び平成16年度において協議会委員に支出された報酬（以下「委員報酬」という。）及び旅費に係る次の文書

ア 支出負担行為決議書兼支出命令書兼歳入歳出外現金受払命令書（旅費について）は支出負担行為決議書兼支出命令書）

イ 支出負担行為兼支出命令集合内訳書

ウ 控除内訳書

エ 協議会委員報酬内訳書

オ 旅費計算書

カ 戻入命令書

② 協議会は、警察署協議会運営規則（平成13年岡山県公安委員会規則第6号。以下「規則」という。）に基づき運営されている。

ア 規則第7条に「協議会の会議は、その目的を定めて会長が招集する。」と規定している。しかし、平成16年7月23日、同年10月29日、平成17年2月8日に開催された岡山西警察署協議会の会議については、いずれも会長が欠席しており会議は成立しない。同協議会委員に支払われた報酬255,000円は違法な支出である。

イ 水島警察署協議会の会議が平成16年6月23日、同年10月7日、平成17年2月9日に開催されているが、いずれも会長が欠席しており会議は成立しない。同協議会委員に支払われた報酬204,000円は違法な支出である。

ウ 総社警察署協議会の会議が平成16年7月20日、同年10月29日、平成17年2月28日に開催されているが、いずれも会長が欠席しており会議は成立しない。同協議会委員に支払われた報酬132,600円は違法な支出である。

エ 規則第8条第2項に「協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。」と規定している。しかし、平成16年7月27日、同年10月20日、平成17年1月31日に開催された高梁警察署協議会の会議については、出席者数は、全委員10名中、それぞれ4名、3名、4名で定足数に達しておらず、会議開催は無効であり、同協議会委員に支払われた報酬116,100円は違法な支出である。

オ 新見警察署協議会の会議が平成16年7月20日、同年11月22日、平成17年2月21日に開催されているが、出席者数は、いずれも全委員5名中、2名で定足数に達しておらず、会議開催は無効であり、同協議会委員に支払われた報酬65,100円は違法な支出である。

カ 勝山警察署協議会の会議が平成16年7月13日、同年10月4日、平成17年2月15日に開催されているが、出席者数は、いずれも全委員10名中、4名で定足数に達しておらず、会議開催は無効であり、同協議会委員に支払われた報酬126,300円は違法な支出である。

キ 勝英警察署協議会の会議が平成16年7月23日、同年10月8日、平成17年1月27日に開催されているが、出席者数は、全委員10名中、それぞれ3名、2名、2名で定足数に達しておらず、会議開催は無効であり、同協議会委員に支払われた報酬74,000円は違法な支出である。

ク 御津警察署協議会の会議が平成17年2月3日に開催されているが、出席者

表1 監査対象一覧

警察署協議会名	支 出 日	支出件数	支 出 金 額
警察署協議会	平成16年7月30日	10件	103,300円
岡山西警察署協議会	平成16年11月5日	8件	82,900円
	平成17年2月25日	8件	82,900円
水島警察署協議会	平成16年6月30日	7件	71,400円
	平成16年10月15日	6件	61,200円
	平成17年2月15日	7件	71,400円
総社警察署協議会	平成16年7月30日	5件	51,000円
	平成16年11月5日	4件	40,800円
	平成17年3月4日	4件	40,800円
高梁警察署協議会	平成16年7月30日	4件	42,100円
	平成16年10月25日	3件	31,900円
	平成17年2月25日	4件	42,100円
新見警察署協議会	平成16年7月30日	2件	21,700円
	平成16年11月25日	2件	21,700円
	平成17年2月28日	2件	21,700円
勝山警察署協議会	平成16年7月15日	4件	42,100円
	平成16年10月8日	4件	42,100円
	平成17年2月18日	4件	42,100円
勝英警察署協議会	平成16年7月30日	3件	31,900円
	平成16年10月15日	2件	20,400円
	平成17年2月4日	2件	21,700円
御津警察署協議会	平成17年2月10日	2件	21,700円
津山警察署協議会	平成16年7月20日	7件	72,700円
	平成16年10月15日	6件	62,500円
	平成17年2月28日	7件	72,700円
合 計		117件	1,216,800円

数は、全委員5名中、2名で定足数に達しておらず、会議開催は無効であり、同協議会委員に支払われた報酬21,700円は違法な支出である。

④ 津山警察署協議会の会議が平成16年7月6日、同年10月6日、平成17年2月18日に開催されているが、出席者数は、全委員15名中、それぞれ7名、6名、7名で定足数に達しておらず、会議開催は無効であり、同協議会委員に支払われた報酬207,900円は違法な支出である。

⑤ 上記協議会委員に対する報酬の支出は、規則に違反している。

⑥ 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第2項は、「前項の規定による請求は、当該行為があつた日又は終わった日から一年を経過したときには、これを行うことができない。ただし、正当な理由があつたときは、この限りでない。」と定めている。

当該公文書の開示請求は平成17年6月22日に実施したが、公文書開示延長が行われ、同年7月26日に開示された。文書量は平成16年度分で239件、585枚で集計作業に多くの日数を要した。

⑦ ここに監査を求めるとともに、当該報酬の違法・不当支出により岡山県が被った損害を補てんするため必要な措置をとることを求める。

3 事実証明書
請求人から、関係協議会の委員報酬の支出命令書等が事実証明書として提出された。

二 請求の受理
本件請求は、法第242条に規定する所定の要件を具備しているものと認め、平成17年8月11日付けをもって受理した。

三 証拠の提出及び陳述
法第242条第6項の規定により、平成17年9月6日に請求人に対して証拠の提出及び陳述の機会を与えたところ、請求人のうち重田龍三及び普納忠彦が出席し、請求書の記載事項を補足する事実証明書が提出され、これに基づき陳述がなされた。その要旨は、以下のとおりである。

① 平成17年2月7日に開催された水島警察署協議会の会議及び平成16年7月6日に開催された津山警察署協議会の会議において、それぞれ欠席した委員1名に報酬が支出されているので、返還すること。

② 委員から提出された報酬の辞退届については、津山警察署協議会のものには署長等の確認印があるが、他の協議会のものには確認印がないため、本当に本人が辞退したかどうか不明である。

③ 委員報酬の支出方法について、一部警察署においては委員ごとに支出命令書を作成し、委員報酬を支出しているが、集合の支出命令書によるべきである。

四 監査の実施

1 監査対象事項

請求人の請求事項は、一2及び三のとおりであり、本件請求に係る財務会計上の行為は、表1に掲げる協議会の会議の委員報酬に係る支出を監査対象とした。

なお、平成17年2月17日開催の岡山西警察署協議会の会議に係る委員報酬の支出合計額については、請求書では7件72,700円となっているが、正しくは8件82,900円である。

2 監査の実施方法

監査は、警察本部会計課から関係資料の提出を求めるとともに、平成17年9月6日に同本部会計課長等関係職員から事情を聴取して実施した。

五 監査の結果

本件請求については、合議により、次のとおり決定した。

- 1 本件請求のうち次の委員報酬の支出に対する請求は、法第242条第2項の要件を欠き、不適法なものとして却下する。

警察署協議会名	支 出 日	支出件数	支 出 金 額
岡山西警察署協議会	平成16年7月30日	10件	103,300円
水島警察署協議会	平成16年6月30日	7件	71,400円
総社警察署協議会	平成16年7月30日	5件	51,000円
高梁警察署協議会	平成16年7月30日	4件	42,100円
新見警察署協議会	平成16年7月30日	2件	21,700円
勝山警察署協議会	平成16年7月15日	4件	42,100円
勝英警察署協議会	平成16年7月30日	3件	31,900円
津山警察署協議会	平成16年7月20日	7件	72,700円
合 計		42件	436,200円

- 2 本件請求のうち次の委員報酬の支出に対する請求は、理由がないものと認められるので、措置勧告は行わないものとする。

警察署協議会名	支 出 日	支出件数	支 出 金 額
岡山西警察署協議会	平成16年11月5日 平成17年2月25日	8件 8件	82,900円 82,900円
水島警察署協議会	平成16年10月15日 平成17年2月15日	6件 7件	61,200円 71,400円
総社警察署協議会	平成16年11月5日 平成17年3月4日	4件 4件	40,800円 40,800円

高梁警察署協議会	平成16年10月25日 平成17年2月25日	3件 4件	31,900円 42,100円
新見警察署協議会	平成16年11月25日 平成17年2月28日	2件 2件	21,700円 21,700円
勝山警察署協議会	平成16年10月8日 平成17年2月18日	4件 4件	42,100円 42,100円
勝英警察署協議会	平成16年10月15日 平成17年2月4日	2件 2件	20,400円 21,700円
御津警察署協議会	平成17年2月10日	2件	21,700円
津山警察署協議会	平成16年10月15日 平成17年2月28日	6件 7件	62,500円 72,700円
合 計		75件	780,600円

六 事実関係の確認及び判断

以下、監査結果に係る事実関係の確認及び判断を述べる。

1 事実関係の確認

(1) 協議会について

協議会は、警察法（昭和29年法律第162号）第53条の2第1項の規定により、警察の事務の処理に関し、警察署長の諮問に応ずるとともに、警察署長に対して意見を述べる機関で、平成13年6月から各警察署に設置されている。

協議会の委員は、岡山県公安委員会が任命する非常勤の特別職の地方公務員であり、その定数は協議会ごとに定められている（規則第2条）。また、協議会には会長が置かれ、委員の互選により選任される（警察署協議会条例（平成13年岡山県条例第99号。以下「条例」という。）第4条第1項）。会長は、協議会の議長となり（規則第8条第1項）、会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する（条例第4条第3項）。

(2) 協議会の事務処理の経緯

① 協議会委員の委嘱

協議会委員については、岡山県公安委員会が当該警察署管内の地方公共団体、町内会、教育委員会、防犯協会、女性団体等の各種団体から推薦を受けた者を委嘱している。

なお、平成16年度に係る委員の委嘱状況は、表2のとおりであった。

表2 委員の委嘱状況

警察署協議会名	定数	委 嘱 期 間		委員数
		委 嘱 期	間	
岡山西警察署協議会	15名	平成15年6月1日～平成17年5月31日		14名
		平成16年5月20日～平成17年5月31日		1名
水島警察署協議会	10名	平成15年6月1日～平成17年5月31日		8名
		平成15年6月1日～平成16年10月7日		1名
		平成16年10月28日～平成17年5月31日		1名
		平成16年5月20日～平成17年5月31日		1名
総社警察署協議会	10名	平成15年6月1日～平成17年5月31日		8名
		平成15年11月28日～平成17年5月31日		1名
		平成16年5月13日～平成17年5月31日		1名
高梁警察署協議会	10名	平成15年6月1日～平成17年5月31日		10名
		平成15年6月1日～平成17年5月31日		3名
新見警察署協議会	5名	平成16年6月25日～平成17年5月31日		1名
		平成16年5月13日～平成17年5月31日		1名
勝山警察署協議会	10名	平成15年6月1日～平成17年5月31日		9名
		平成15年11月6日～平成17年5月31日		1名
勝英警察署協議会	10名	平成15年6月1日～平成17年5月31日		9名
		平成16年6月25日～平成17年5月31日		1名
御津警察署協議会	5名	平成15年6月1日～平成17年5月31日		5名
		平成15年6月1日～平成17年5月31日		13名
津山警察署協議会	15名	平成16年6月25日～平成17年5月31日		2名

- ② 協議会の開催に係る事務処理
協議会の開催は会長が招集し（規則第7条第1項）、協議会には委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない（規則第8条第2項）こととされているが、規則第8条第8項の規定により作成された監査対象の協議会の議事録によると委員の出席状況は、表3のとおりであった。

表3 委員の出席状況

警察署協議会名	定数	開 催 日	出席委員数	会長の出欠
水島警察署協議会	10名	平成16年10月7日 平成17年2月7日	9名 9名	出席 出席
総社警察署協議会	10名	平成16年10月29日 平成17年2月28日	9名 6名	出席 出席
高梁警察署協議会	10名	平成16年9月29日 平成17年1月31日	7名 9名	出席 出席
新見警察署協議会	5名	平成16年11月22日 平成17年2月21日	4名 5名	出席 出席
勝山警察署協議会	10名	平成16年10月4日 平成17年2月15日	8名 7名	出席 出席
勝英警察署協議会	10名	平成16年10月8日 平成17年1月27日	7名 6名	欠席 出席
御津警察署協議会	5名	平成17年2月3日 平成16年10月6日	4名 13名	出席 出席
津山警察署協議会	15名	平成17年2月18日	11名	出席

- 上記のうち、会長が欠席した平成16年10月8日開催の勝英警察署協議会の会議については、会長が事前に他の委員を会長職務代行者に指名し、職務代行者が議長となって議事を進行している。

- (3) 協議会の委員報酬の支出に係る事務処理

- ① 協議会の委員報酬
協議会の委員報酬の額は、非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和32年岡山県条例第6号）第2条及び同条の規定による伺定めにより、会長が月額11,500円、委員が月額10,200円となっている。

- ② 協議会の委員報酬に係る事務処理
協議会に出席した委員に対しては、上記報酬が支給される。しかし、公職に就いている等の理由から報酬の受領を辞退する委員があり、その際には、当該委員が辞退届を警察署長に提出している。

また、津山警察署以外の警察署における委員報酬の辞退届については、支出
 向に添付して警察署長の決裁を受けている。
 なお、監査対象に係る協議会の報酬辞退者数、報酬受領者数及び支給総額に
 ついては、表4のとおりであった。

表4 報酬辞退者数、報酬受領者数及び支給総額

警察署協議会名	開催日	出席委員数	報酬辞退者数	報酬受領者数	支給総額(円)	支出日
岡山西警察署協議会	平成16年10月29日	11名	3名	8名	82,900	11月5日
	平成17年2月17日	11名	3名	8名	82,900	2月25日
水島警察署協議会	平成16年10月7日	9名	3名	6名	61,200	10月15日
	平成17年2月7日	9名	3名	6名	61,200	2月15日
総社警察署協議会	平成16年10月29日	9名	5名	4名	40,800	11月5日
	平成17年2月28日	6名	2名	4名	40,800	3月4日
高梁警察署協議会	平成16年9月29日	7名	4名	3名	31,900	10月25日
	平成17年1月31日	9名	5名	4名	42,100	2月25日
新見警察署協議会	平成16年11月22日	4名	2名	2名	21,700	11月25日
	平成17年2月21日	5名	3名	2名	21,700	2月28日
勝山警察署協議会	平成16年10月4日	8名	4名	4名	42,100	10月8日
	平成17年2月15日	7名	3名	4名	42,100	2月18日
勝英警察署協議会	平成16年10月8日	7名	5名	2名	20,400	10月15日
	平成17年1月27日	6名	4名	2名	21,700	2月4日
御津警察署協議会	平成17年2月3日	4名	2名	2名	21,700	2月10日
	平成16年10月6日	13名	7名	6名	62,500	10月15日
津山警察署協議会	平成16年10月6日	13名	7名	6名	62,500	10月15日
	平成17年2月18日	11名	4名	7名	72,700	2月28日

上記のうち、平成17年2月7日開催の水島警察署協議会の会議に係る委員報酬に
 ついては、当日欠席した委員1名への誤払いがあったが、平成17年2月14日及び同
 月24日付けで戻入手続が完了していた。

2 判断

上記事実関係の確認に基づき、本件請求について、次のとおり判断する。

(1) 却下理由について

法第242条第2項は、住民監査請求の期間について、当該行為があった日又は
 終わった日から1年を経過したときは、これを行うことができないとし、ただ
 し、期間を経過したことについて正当な理由があるときは、この限りでないとし
 ている。
 そして、「正当な理由」の有無は、当該行為が秘密裡になされたものであるか

どうか、普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査したときに客観的にみて当該行為を知ることができたかどうか、また、当該行為を知ることができたと解されることから相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきものと解されている（昭和63年4月22日最高裁判決）。

ところで、本件請求は、対象となる財務会計上の行為としての公金の支出があった日から既に1年を経過しているものも対象にしている。請求人は、「当該公文書の開示請求は平成17年6月22日に実施したが、公文書開示延長が行われ、平成17年7月26日に開示された。文書量は平成16年度分で239件、585枚で集計作業に多くの日数を要した。」と主張しており、法第242条第2項の規定による正当な理由があると主張しているものと史料される。

しかしながら、当該請求に係る協議会の会議開催や委員報酬の支出については、岡山県のホームページにおいて議事概要が公開されており、情報公開条例第7条の規定により請求人からの公文書の開示請求に対し委員報酬の支出に係る公文書が開示されていることから、協議会の会議が秘密裡に開催されたものでないこと、また、委員報酬の支出が秘密裡になされたものでないことは明らかである。

したがって、請求人は当該請求に係る支出があった日から1年以内に住民監査請求を行うことが可能であり、請求期限を徒過したことに正当な理由があるとは認められない。

以上のとおり、本件請求のうち平成16年6月及び7月に開催された協議会の会議に係る委員報酬の支出に対する請求については、法第242条第2項に規定する請求期限を徒過したことに正当な理由があるとは認められず、同条に定める要件を欠く不適法な請求である。

- (2) 会長が出席していない協議会の会議は無効であり、委員報酬の支出は違法であるとの主張について

請求人は、会長が出席していない協議会の会議は、規則第8条第1項の規定により会議は成立しないとして委員報酬の支出の違法性を主張している。

協議会の会議は、その目的を定めて会長が招集し（規則第7条第1項）、会長が議長となる（規則第8条第1項）と定められている。

ところで、平成16年10月から平成17年2月までの間に開催された協議会の会議についてみると、平成16年10月8日開催の勝英警察署協議会の会議を除き、全ての会議において会長が議長となっていることは、それぞれの議事録により明らかである。

また、平成16年10月8日開催の勝英警察署協議会の会議については、議事録によると、会長が欠席したため、条例第4条第3項の規定により、会長が指名した委員が職務代理者として議長を務めていることが認められる。

したがって、監査対象となっている協議会の会議は、適正に成立しており、請求人の主張は理由がない。

- (3) 定足数に達していない協議会の会議は無効であり、委員報酬の支出は違法であ

るとの主張について

請求人は、定足数に達していない協議会の会議は、規則第8条第2項の規定により無効であり、委員に支払われた報酬は違法な支出であると主張している。

ところで、当該協議会の会議に係る議事録を調査したところ、開催状況は表3のとおりであり、すべての協議会の会議において定足数に達していることが認められる。

したがって、監査対象の協議会の会議は、適正に成立しており、請求人の主張は理由がない。

- (4) 支出に係る手続について

監査対象の支出に係る履行確認から支出に至る手続について監査したところ、法、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、岡山県財務規則（昭和61年岡山県規則第8号。以下「財務規則」という。）等に違反している点や不当と思われる点は認められなかった。

なお、請求人は、委員報酬の支払方法について、集合の支出命令書によるべきと主張している。

ところで、財務規則第89条第1項は、原則として請求ごとに支出命令書を作成しなければならないとし、例外的に、同一科目から同時に2以上債権者に支出しようとする場合において支払の方法が口座振替であるときは、2件以上を一括して作成することができるとしており、一部の警察署が委員ごとに支出命令書を作成したことについては、違法又は不当とは言えない。

以上のことから、監査対象の協議会の会議開催手続については違法又は不当と言ふべきものはないため、請求人の主張は理由がない。

七 監査委員としての意見

協議会の会議に欠席した委員に対して、委員報酬が口座振替により支給され、後日戻入されたものが認められた。このことは、委員報酬の支出に際し、協議会事務を所掌している警察署警務課と会計課の間で、委員の出席又は欠席の確認及び連絡が十分に行われていないことに起因すると考えられる。今後は、関係課の連携を密にして、適正な事務処理に努める必要がある。